

議案第 29 号

東京都板橋区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

東京都板橋区道路占用料等徴収条例（昭和 47 年板橋区条例第 23 号）
の一部を次のように改正する。

別表法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の項中「7, 970」を
「9, 350」に、「12, 200」を「14, 300」に、「16,
500」を「19, 300」に、「6, 440」を「7, 720」に、

「10, 400」を「12, 400」に、
「14, 200」
「710」
「71」
を
「17,
」

「000」
「830」
「83」
に、「42」を「50」に、「6, 980」を「8, 180」
」

「14, 200」
「20, 300」
「14, 200」
を
「1
2
1」
」

6, 7 0 0
3, 4 0 0
6, 7 0 0

に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中
」

「160」を「190」に、「290」を「340」に、「420」を「500」に、「640」を「750」に、「850」を「1,000」に、「1,280」を「1,500」に、「1,700」を「2,000」に、「2,990」を「3,500」に、「4,270」を「5,010」に、「8,540」を「10,000」に改め、同表法第32条第1項第3号に掲げる施設の項中「12,400」を「14,800」に改め、同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の項中「14,200」を「16,700」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「10,100」を「11,700」に、「6,100」を「7,020」に、「9,060」を「10,400」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「200」を「230」に、「20,300」を「23,400」に改め、同表道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の項中「20,300」を「23,400」に、「11,300」を「13,300」に、「200」を「230」に、「203,300」を「234,000」に、「101,600」を「117,000」に改め、同表令第7条第2号に掲げる工作物の項中「14,200」を「16,700」に改め、同表令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場の項中「20,300」を「23,400」に、「7,200」を「8,640」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設の項中「14,200」を「16,700」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

道路占用料の額を改定する必要がある。